

令和3年度 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算等

実績報告書 提出先・問合せ先

0. はじめに

介護保険法に基づく介護サービス事業所及び介護保険施設については、こちらではございません。東京都福祉保健局高齢社会対策部ホームページをご確認ください。(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

なお、臨時特例交付金の実績報告書は令和5年1月末頃までに提出いただく予定です。

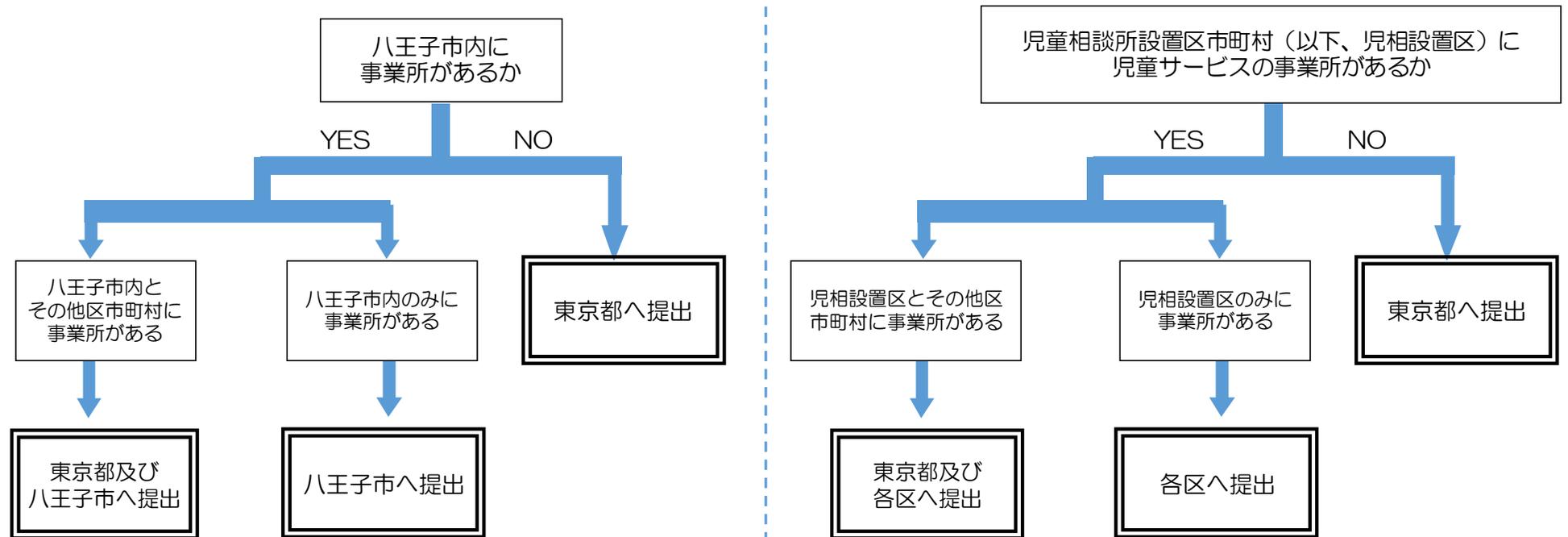
1. 実績報告書の提出先

【早見表】それぞれクリックすると該当ページに飛びます。

提出先の考え方	処遇改善加算(p.2~p.3)	
提出先	八王子市・児童相談所設置区市町村(p.4)	東京都(p.5)
問合せ先	東京都、東京都社会保険労務士会(p.6)	

●福祉・介護職員処遇改善(特別)加算等

(1)法人一括で提出する場合



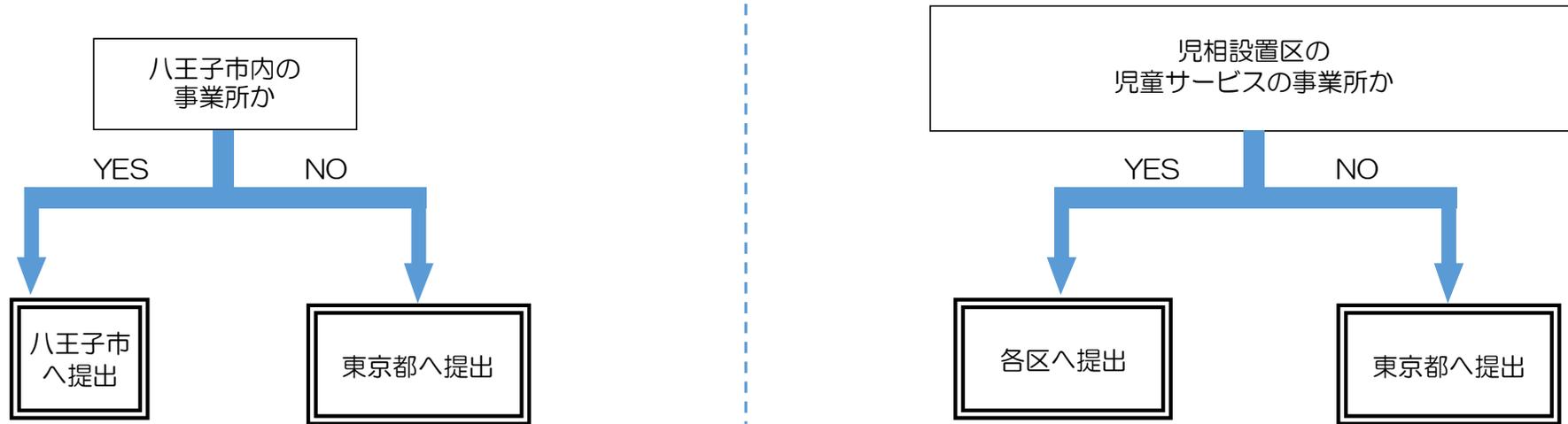
東京都内の児童相談所設置区市町村について※¹（令和4年6月時点）

○世田谷区 ○江戸川区 ○荒川区 ○港区 ○中野区※²（令和4年4月～）

※¹八王子市で障害児入所支援を実施している場合は、別途東京都にお問い合わせください。

※²中野区所在の児童サービス分について、令和3年度分実績報告書は東京都へご提出ください。

(2) 事業所単位で提出する場合



東京都内の児童相談所設置区市町村について※¹（令和4年6月時点）

○世田谷区 ○江戸川区 ○荒川区 ○港区 ○中野区※²（令和4年4月～）

※¹八王子市で障害児入所支援を実施している場合は、別途東京都にお問い合わせください。

※²中野区所在の児童サービス分について、令和3年度分実績報告書は東京都へご提出ください。

【八王子と見相設置区に提出する場合の提出方法・提出先一覧】

八王子市	郵送又はメール	<p>【郵送提出の場合】</p> <p>〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当 電話:042-620-7479 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)</p> <p>【メール提出の場合】</p> <p>b440600@city.hachioji.tokyo.jp</p>
世田谷区	郵送又はメール	<p>【郵送提出の場合】</p> <p>〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27世田谷区障害福祉部障害保健福祉課事業者指定・指導担当 電話:03-5432-2243 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)</p> <p>【メール提出の場合】</p> <p>sea03655@mb.city.setagaya.tokyo.jp</p> <p>※件名は『<u>処遇改善加算等実績報告書(事業所名)</u>』としてください。</p>
江戸川区	メールのみ	<p>※対象となる区内障害児通所支援事業所等に対しては別途提出用メールアドレスをお知らせいたします。</p> <p>江戸川区福祉部障害者福祉課事業者支援係 電話:03-5662-0712 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)</p>
荒川区	郵送	<p>〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3 荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係 電話:03-3802-3111(内線2691・2683) 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)</p>
港区	郵送	<p>〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係 電話:03-3578-2689 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(平日のみ)</p>

【東京都に提出する場合の提出方法・提出先】

以下 提出フォーム からお願いいたします。

原則	実績報告書提出フォーム	https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1656581015874
不可	郵送、FAX、メール又は来庁しての直接持込	

【問合せ先】

<p>● 処遇改善加算実績報告書に関すること</p>	<p>東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当(障害福祉) 電話番号:03-5320-4230 受付時間:午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時30分まで(平日のみ)</p>
<p>● 社会保険労務士による処遇改善加算の取得等に係る助言・指導・各種書類の作成補助等</p>	<p>東京都社会保険労務士会「処遇改善加算相談窓口」(東京都からの委託により運営) 電話番号:0120-179-117 受付:原則として毎週月・水・金(祝日を除く) 9:30~16:30 ※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。 ※訪問によるアドバイスも行っております。 (参考)東京都社会保険労務士会ホームページ</p>